

岡山市被災農業者リスタートサポート事業補助金交付要綱

岡山市告示第596号

平成23年7月20日

(趣旨)

第1条 この告示は、市内において農業経営の開始を目指し、農業法人等が行う栽培技術等の研修を受講する東日本大震災により被災した農業者を支援するため、予算の範囲内において被災農業者リスタートサポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この告示に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この告示において「被災農業者」とは、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 東日本大震災により被災し、又は福島第一原子力発電所において発生した事故により原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく出荷制限指示を受けた地域（当該事故に関し、出荷制限指示が解除された地域を含む。）で農業経営を行っていたこと。
- (2) 将来にわたり、原則として専業（年間従事日数が概ね250日以上）で農業経営を続けていく意思を有すること。
- (3) 第7条の規定による補助金の交付申請時において、原則55歳未満であること。
- (4) 市内に住所を有していること。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、被災農業者を研修生として雇用する事業とする。ただし、当該研修生に対し1か月あたり150,000円以上の賃金（交通費を除く。）を支払うものに限る。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、市内に事業所を有する農業協同組合又は農業法人であって、研修

生を平成24年3月31日までに雇用する法人とする。ただし、市税を完納していない者は、補助事業者としない。

(補助金の交付対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、一の被災農業者につき、研修生として雇用した月から6か月間を上限とする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、研修生一人当たり、月額200,000円以内で市長が別に定める額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、この告示に定める条項の適用を受けることに同意をした上で、補助金等交付申請書を市長に提出して行わなければならない。

2 交付対象期間が年度をまたがる場合において、次年度においても引き続き補助金の交付を受けようとする者は、当該年度においても、前項の規定による申請を行わなければならない。

3 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、平成24年3月31日までとする。ただし、前項の申請を行う場合には、4月1日から4月30日までとする。

4 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。ただし、第2項の申請を行う場合であって、前回の申請から変更がないものについては、省略することができる。

(1) 雇用する研修生が被災農業者であり、市内に住所を移転していることを確認できる書類（り災証明又は平成23年3月11日現在において第2条第1項第1号に定める地域に居住し、補助金の交付申請日現在において岡山市に居住していることが確認できる書類）

(2) 雇用する研修生が平成23年3月11日以前に第2条第2項第1号に定める地域で農業経営を行っていたことが確認できる書類（出荷関係書類の写し等）

(3) 市税の完納を証明することができる書類又は市税納付状況確認同意書（別記様式）

(4) その他市長が必要と認めた書類

5 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要

しないものとする。

(状況報告, 着手届及び完了届)

第8条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

(関係書類の整備)

第9条 補助事業者は, 規則第25条に定める関係書類を事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか, この告示の実施に関し必要な事項は, 市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は, 公布の日から施行し, 平成23年度の補助金から適用する。
- 2 この告示は, 平成24年度の補助金の交付手続の終了をもってその効力を失う。